

2013.11.1

中国風険消息＜中国関連リスク情報＞11月号

※中国語で「風険」はリスク、「消息」は情報・ニュースの意味です。

＜2013 No.7＞

「中国風険消息＜中国関連リスク情報＞」は、中国に拠点をお持ちの企業の皆様にお届けするリスク情報誌です。中国における種々のリスク(火災等の事故、自然災害、法令違反、情報漏えい、労務リスク等)について、時節に応じた話題や、社会の関心が高いトピックを取り上げて解説しています。

安全に関する国家認定への動き ～ 概況及び申請手順を中心に ～

はじめに

2010年4月、中国では、「企業安全生産標準化基本規範」(AQ/T9006-2010)が制定された。これは、これまで各企業が異なる方法で取組んでいた安全生産¹に関して、その取り組みの方法や取り組みレベルについて、共通の基準を設けることを目的としたものである。また、同年7月には「国務院 企業安全生産業務のさらなる強化に関する通知(国発(2010)23号)」が制定された。これら規範等の制定を受け、中国各地の企業において安全生産標準化の申請・審査の動きが活発化している。

本稿では、その中でも日系企業に關係の深い商工業企業²(参照:表1)に関する安全生産標準化に関する内容について解説する。商工業企業に関するこれら規範では、①商工業企業は安全生産標準化を全面的に推進すること、②2015年末までに、該当する商工業企業は安全生産標準化認定を受けること、が求められている。また期限内に認定を受けなかった場合の罰則として生産停止・閉鎖命令も規定されており、関係企業には計画的かつ早急な対応が求められる。そこで本稿では安全生産標準化をこれから申請する企業を主な対象とし、安全生産標準化の概況と申請手順を中心に解説する。

＜表1 商工業に該当する業種＞

業種名称	詳細分類
冶金	鉄金属精錬及び圧延加工業。
非鉄金属	非鉄金属精錬及び圧延加工業。
建築資材	建築資材及び製品、非金属鉱石及び製品、無機非金属新材料及び新型建築資材(主に新型壁面資材、新型防水密閉資材、新型保温断熱資材、装飾資材)を含む4の大カテゴリー、80余りの小カテゴリーの企業。
機械	製造業のうち、主に汎用設備・専用設備・交通機関設備・電気機械・器材製造業・通信設備・計算機・その他電子設備・測定器・OA機械製造業を含む6の大カテゴリー、47の中カテゴリー、185の小カテゴリーの企業。
軽工業	製造業のうち、主に農産副食品加工業、食品製造業、飲料製造業、皮革・毛皮・羽毛(ペルベット)及びその製品製造業、木材加工及び木・竹・藤・シュロ・草製品製造業、家具製造業、造紙及び紙製品製造業、印刷業・記録メディアの複製・文房具・スポーツ用品製造業、ゴム製品製造業、プラスチック製品製造業を含む11の大カテゴリー、59の中カテゴリー、123の小カテゴリーの企業。
紡織	製造業のうち、紡織服装、靴、帽子製造業と化学繊維製造業を含む3の大カテゴリー、11の中カテゴリー、31の小カテゴリーの企業。
タバコ	タバコ製造業
商業	卸売・小売・ホテル・飲食業等を含む2大分野、4の大カテゴリー、25の中カテゴリー、100の小カテゴリーの企業。

(出典:「国民経済業界分類」(GB/T4754-2002))

¹ここでの「生産」とは、製品の製造だけでなく、販売やサービスといった活動を含む広義の生産を指す。

²中国に進出している日系企業の多くは「商工業企業」に含まれる。

1 安全生産標準化の概況

1.1 商工業企業における安全生産標準化の認定・申請状況

2012 年末現在、安全生産標準化の認定を既に受けている商工業企業は計 96,136 社あり、そのうち一級³認定企業は計 396 社、二級・三級認定企業は計 95,740 社である。また審査申請中の商工業企業は計 40,674 社である。(参照：表 2)

＜表 2 主要地区における等級別安全生産標準化認定企業数＞

地区	認定企業合計	一級認定企業数	二級認定企業数	三級認定企業数
北京	1,869	21	155	1,693
上海	701	106	528	67
江蘇	8,789	24	58	8,707
広東	6,284	18	230	6,036
浙江	5,577	11	784	4,782
天津	77	13	63	1

(出典：「国家安全生产监督管理总局令 2012 年全国商工業企業安全生産標準化構築状況に関する通達 安監総庁四 (2013) 20 号」/2013 年 1 月制定)

1.2 安全生産標準と ISO 等の認証規格との性質の比較

生産に係わる規格として ISO9001 (品質)、ISO14001 (環境)、ISO18001 (労働安全衛生) といった認証を既に取得している企業は多数存在する。これら認証規格とは別に安全生産標準化の認定を受けなければならないのだろうか？安全生産標準化の認定は政府から強制される義務行為であるのに対し、ISO 等の認証規格の取得は企業の任意行為である。従って、これら既存の ISO 認証を取得していたとしても、中国国内にある工場は安全生産標準化の認定をさらに受けなければならない。

認証規格で要求される事項は、マネジメントシステムの維持管理に関わる事項が多いが、安全生産標準化で要求されている事項は、現場での個別具体的な実施事項にフォーカスされており、より実務に即した内容といえる。表 3 は両者の特徴を比較したものである。

＜表 3 安全生産標準と ISO 等の認証規格との性質比較対照表＞

	安全生産標準化	各種認証規格
管理手法	現場管理	フロー管理
認証等取得の流れ	自社評価→外部審査→政府公告	(場合により外部企業によるコンサルティング)→認証機関による審査
認証等の区分	あり (一級、二級、三級に区分)	なし
制定要求	強制	任意

なお、安全生産標準と ISO 等の認証規格は相容れないものではなく、相互に補完する関係にある。例えば労働安全衛生に関する認証規格を取得している場合でも、安全生産標準化の認定を受けることで安全管理の関連文書が改善され、実用性が高まり、労働安全衛生の運用効果がさらに高まることが見込まれる。

1.3 安全生産標準化の認定完了期限と期限を超過した場合の罰則

商工業に関しては、企業規模等により、安全生産標準化の認定完了期限が異なる。自社の認定完了期限は、「商工業企業安全生産標準化構築実施ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)に記載されているので、自ら確認されることをお勧めする。なお、期限内に認定を完了しなかった企業に対しては、生産許可証・安全生産許可証⁴を一時没収し、生産停止・改善が命じられるとされている。なお、改善命令には期限が設けられるが、同改善期間を過ぎても認定を完了しなかった場合、法に基

³安全生産標準化の等級は要求の高低により、一級・二級・三級に区分されており、一級が最高位である。

⁴生産許可証は国家質量監督検査検疫総局、安全生産許可証は国家安全生产监督管理总局により発行される許可証である。本稿で取り上げている安全生産標準化に係わる許可証ではない。

づき閉鎖が命じられる。

2 安全生産標準化の認定

2.1 安全生産標準化の認定基準（商工業）

「ガイドライン」に基づく、商工業企業に関する安全生産標準の認定基準は以下の2種類である。

「専門判定標準」（参照：コラム1）

「冶金等の商工業企業安全生産標準化基本規範採点細則」
または地方政府の制定する専門判定標準

認定に際しては専門判定標準が既に制定されているか否かによって基準が異なる。専門判定標準が既に制定されている業種については専門判定標準に基づき認定を受け、専門判定標準が制定されていない業種については「冶金等の商工業企業安全生産標準化基本規範採点細則」（以下、「採点細則」という）または地方政府の制定する専門判定標準に基づき認定を受けることになる。名称としては「冶金等」となっているが、商業企業の参照もある程度可能な内容となっている。採点時の判断に迷う場合、国家安全生产监督管理局に照会することをおすすめする。なお「専門判定標準」及び「採点細則」はいずれも国家安全生产监督管理局が制定している。

（Microsoft Word 版のダウンロード URL：国家安全生产监督管理局公式ウェブサイト

http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_6288/2011/0812/144837/1313108938015122.doc）



コラム1：どのような「専門判定標準」があるのか？

2013年8月現在、国家安全生产监督管理局では下記31業種の専門判定標準を制定済み：

- 焼結加工・ペレット化加工 ●コークス化加工 ●製鉄 ●製鋼 ●鋼圧延
- ガス ●鉄合金 ●酸化アルミ ●電解アルミ（ casting、carbonを含む）
- 非鉄重金属精錬 ●非鉄重金属圧力加工 ●セメント ●板ガラス ●建築衛生陶器
- 機械製造企業安全品質標準化 ●白酒 ●ビール ●乳製品 ●造紙 ●食品
- 紡織 ●国家タバコ専売局制定「タバコ企業安全生産標準化規範」（YC/T384）
- ショッピングモール ●倉庫・物流 ●家具 ●人工木ウッドデッキ ●飲料
- 酒類 ●調味料 ●服装 ●宿泊施設

現在、●製糖、●日用ケイ酸塩製品（日用ガラス・日用ホーロー・日用陶器）の専門判定標準が討議中である。また今後も随時専門判定標準が制定されていく予定である。

上記専門判定標準は国家安全生产监督管理局公式ウェブサイト

www.chinasafety.gov.cn）から無料でダウンロードが可能である。

2.2 安全生産標準化の申請から認定までの流れ

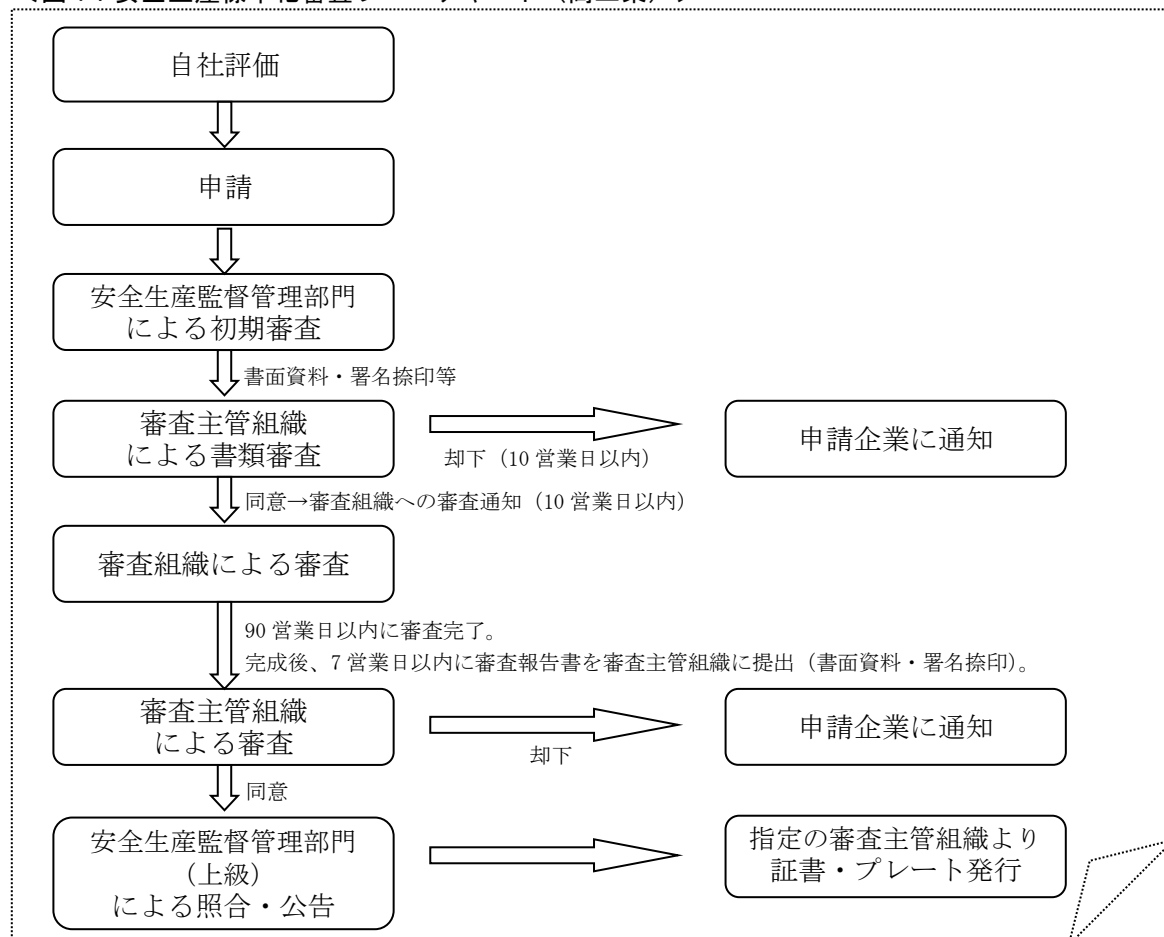
2.2.1 申請要件

安全生産標準化の認定は等級別に申請要件が異なっている。しかし、申請要件に係わる規定に不明確な点が多いため、自社は安全生産標準化の認定が必要なのか、また一級・二級・三級のいずれに申請すべきなのか、といった点については当地の安全生産監督管理部門に確認することを勧める。

2.2.2 商工業における安全生産標準化の審査フロー

商工業における安全生産標準化の審査フローは(1) 自社評価、(2) 申請、(3) 審査と報告、(4) 照合と公告、(5) 証書とプレートの発行というステップを踏む(参照：図1)。

＜図1：安全生産標準化審査フローチャート（商工業）＞



(1) 自社評価：

まず、申請の前に自社評価を実施する。実施手順は以下の通りである。

- 1) 安全生産標準化プロジェクトチームを設立し、申請手続を推進する（関連審査組織に安全生産標準化のコンサルティングを依頼することも可能）。なお、採点表は「2.5 安全生産標準化の認定基準」の「採点細則」URL からダウンロード可能である。
- 2) 対応する標準化判定標準の採点表（参照：図2）を参照し、採点表における各要素の詳細要素について項目ごとに点数をつけ、採点結果をまとめた自社評価報告書を作成する。

＜図2 認定基準の採点表＞

冶金等工贸企业安全生产标准化基本规范评分表（仅为举例说明，请使用对应的评分表）

自评单位：_____		自评时间：从_____年____月____日到_____年____月____日		自评组组长：_____		自评组主要成员：_____			
一级要素	二级要素	基本规范要素	企业标准要素	标准分值	评分方式	自评得分	自评备注	实际得分	备注
一、目标		企业应制定安全生产目标，并分解到各部门、分厂、车间、班组和岗位。	企业应制定安全生产目标，并分解到各部门、分厂、车间、班组和岗位。	4	目标应明确、可测量、可实现、可考核、可评价。目标应分解到各部门、分厂、车间、班组和岗位。目标应定期考核和评价。				
		企业应制定安全生产目标，并分解到各部门、分厂、车间、班组和岗位。	企业应制定安全生产目标，并分解到各部门、分厂、车间、班组和岗位。	4	目标应明确、可测量、可实现、可考核、可评价。目标应分解到各部门、分厂、车间、班组和岗位。目标应定期考核和评价。				
		企业应制定安全生产目标，并分解到各部门、分厂、车间、班组和岗位。	企业应制定安全生产目标，并分解到各部门、分厂、车间、班组和岗位。	4	目标应明确、可测量、可实现、可考核、可评价。目标应分解到各部门、分厂、车间、班组和岗位。目标应定期考核和评价。				
		企业应制定安全生产目标，并分解到各部门、分厂、车间、班组和岗位。	企业应制定安全生产目标，并分解到各部门、分厂、车间、班组和岗位。	4	目标应明确、可测量、可实现、可考核、可评价。目标应分解到各部门、分厂、车间、班组和岗位。目标应定期考核和评价。				
		企业应制定安全生产目标，并分解到各部门、分厂、车间、班组和岗位。	企业应制定安全生产目标，并分解到各部门、分厂、车间、班组和岗位。	4	目标应明确、可测量、可实现、可考核、可评价。目标应分解到各部门、分厂、车间、班组和岗位。目标应定期考核和评价。				
合计				20	满分合计				

(2) 申請：

自社評価の結果、申請等級の必要得点を満たした場合（参照：表 4）、安全生産監督管理部門に書面審査申請を行う。安全生産監督管理部門の同意（署名・捺印）が得られたら、審査主管組織⁵に審査申請書と以下の文書資料を提出する。なお、等級によって提出先は異なる（参照：表 5）。

- ◇安全生産許可証のコピー（当該行政許可を実施していない業種は不要）
- ◇工商営業許可証のコピー
- ◇安全生産標準化管理制度リスト
- ◇安全生産組織機構及び安全管理人員名簿
- ◇工場平面図
- ◇重大なリスク要因に関する資料⁶
- ◇自社評価報告書
- ◇自社評価原点項目一覧表
- ◇審査に必要なその他資料

<表 4 申請等級別必要得点>

申請等級	必要得点
一級	≥ 90
二級	≥ 75
三級	≥ 60

<表 5 等級別の申請先>

申請等級	申請先
一級	所在地の <u>省級安全生産監督管理部門</u> の同意を得た後、 <u>一級企業審査主管組織</u> （参照：コラム 2）に申請する。
二級	所在地の <u>市級安全生産監督管理部門</u> の同意を得た後、 <u>省級安全生産監督管理部門</u> または <u>二級企業審査主管組織</u> に申請する。
三級	所在地の <u>県級（市、区、盟）安全生産監督管理部門</u> の同意を得た後、所在地の <u>市級安全生産監督管理部門</u> または <u>三級企業審査主管組織</u> に申請する。



コラム 2：一級審査主管組織にはどのような組織があるのか？

「国家安全監督管理総局公告 2011 年 29 号」によると、各組織は以下の通りである。

審査主管組織：中国安全生産協会

審査組織：中国安全生産科学院（冶金・非鉄金属・建築資材・機械・軽工業・紡織・商工業企業）、中鋼集団武漢安全環保研究院有限公司（冶金・非鉄金属企業）、中国建築材料科学研究総院（建築資材企業）、中国機械工業安全衛生協会（機械企業）。

二級・三級審査主管組織は各地区によって異なり、当該地の安全生産監督管理部門が公表している。当該地の安全生産監督管理部門ウェブサイト（上海安全生産監督管理局、広東安全生産監督管理局等）で確認が可能である。

(3) 審査と報告：

審査組織は審査通知受領後、関連判定標準の要求に基づき審査を行う。

(4) 照合と公告：

安全生産監督管理部門は提出された審査報告の照合を行い、標準に合致している企業について公告

⁵審査主管組織：審査組織に審査業務を委託する組織

⁶重大なリスク要因の詳細については国家標準「重大危険源辨別 GB18218-2000」を参照

を行う。

(5) 証書とプレートの発行：

公告された企業は、指定の審査主管組織から当該等級の安全生産標準化証書・プレートの発行を受ける。これをもって安全生産標準化の認定が完了する。

2.3 認定取得後の留意点

安全生産標準化は長期的な取り組みであり、当該業務は認定を受ければそれで終わりというものではない。企業の生産プロセスは、安全状況が常に変化するものである。従ってセルフチェックの体制を整備し、審査終了後には日常のセルフチェックプロセスをルール化し、安全状況のチェック体制、改善体制を整えていくことが重要である。これらを継続的に行うことで、全従業員の安全意識・安全技能も強化される。これにより、「安全」を重視する企業文化・組織風土が出来上がっていくのである。

おわりに

以上、本稿では安全生産標準化の概況と申請手順を中心に解説してきた。安全生産標準化の認定は期限が定められているため、計画的かつ早急な対応が求められる。現在、安全生産標準化の認定に取り組んでいる、またはこれから取り組みを開始する各日系企業にとって本稿が参考になれば幸いである。

以 上

執筆：インターリスク上海 コンサルティング部 マネージャー 楊奥

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントに関する調査研究およびコンサルティングを行う専門会社です。中国進出企業さま向けのコンサルティング・セミナー等についてのお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

(株)インターリスク総研 コンサルティング第二部

TEL.03-5296-8918 <http://www.irric.co.jp/>

瑛得管理諮詢（上海）は、中国 上海に設立されたMS & ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスを提供させて頂いております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

瑛得管理諮詢（上海）有限公司（日本語表記：インターリスク上海）

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大廈 14 楼 23 室

TEL:+86-(0)21-6841-0611（代表）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々および読者の方々が所属する組織のリスクマネジメントの取組みに役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2013